

井戸水を飲用されているみなさんへ

安全な井戸水を確保するために、次のことに心がけてください

飲用井戸の設置者は、安全な飲用水を確保するため
井戸の管理と水質検査を適正に行うことが重要です

- ◇ 見た目はきれいに見える井戸水でも、水質検査をしてみると、水道水質基準を超えた物質が検出される場合があります。
- ◇ 井戸やその周辺における汚れや油類、薬品類による汚染、井戸設備の破損、動物等の進入による汚染など、不適切な管理により井戸水が汚染されることがあります。

○井戸の適正な管理を心がけましょう

1. 井戸水の汚染を防止するため、設置場所や設備等に十分注意し、井戸の蓋（ふた）に鍵をかけたり、その周辺に柵を設けて関係者以外の人や動物が近づかないようにしましょう。
2. 井戸やその周辺を定期的に点検・清掃し、常に清潔に保つよう心がけましょう。
3. 透明なコップ等に水を汲み取り、水の色、味、臭いに異常がないことを毎日確認しましょう。

○定期的に水質検査を行いましょう

1. 井戸水が飲用に適するかどうか確認するため、毎年1回以上定期に水質検査を行いましょう。
2. 定期的な水質検査は、水道法で定められている水道水質基準51項目のうち、12項目の検査によって、水質の基本指標となる項目の確認を行うものです。ただし、12項目の検査に適合した場合でも、絶対に安全な水という保証にはなりません。
3. 井戸水の安全性を確認するために、5年以内ごとに1回は51項目の検査を行いましょう。
4. 水質検査は、国土交通大臣および環境大臣登録の水質検査機関または建築物衛生法に基づく建築物飲料水水質検査業者等で受けることができます。
5. 日頃から井戸水の色や味、臭いに気を付け、異常があれば水質検査を必ず行いましょう。
6. 新たに井戸水を飲用に利用される場合には、使用開始前に51項目の検査を行い、基準に適合していることを確認しましょう。

○飲用には上水道をおすすめします

上水道は、いつでも安全な水を十分な量だけ給水できるよう管理されています。
安心して水を飲むために、水質の管理された上水道に切り替えられるようおすすめします。

飲用井戸の管理について（滋賀県飲用井戸等衛生対策要領より）

水道法が適用されない飲用井戸の衛生確保は、設置者等が自らの責任で実施してください。

清 潔 の 保 持	・ 井戸の周辺に関係者以外の人や動物が入らないよう、措置を講じること。 ・ 井戸の構造（井筒、ケーシング、ポンプ、吸込管、弁類、管類、井戸のふた、水槽等）ならびに井戸周辺の清潔保持等について定期的に点検を行うこと。
水 質 検 査 （ 検 査 頻 度 ）	1 定期の検査・・・・・・・・・・毎年1回以上 2 臨時の検査・・・・・・・・・・水に異常が認められたとき、または5年ごと

検 査 項 目	1 給水（使用）開始前の検査	水道水質基準項目に準じた全ての項目の検査（51項目検査）
	2 定期の検査 ＜12項目検査＞	① 細菌2項目 ：一般細菌、大腸菌 ② 理化学10項目 ：亜硝酸態窒素（単独）、硝酸態窒素および亜硝酸態窒素（合算）、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、鉄及びその化合物、pH値、味、臭気、色度、濁度 ③ その他必要項目 ：地下水において検出されることの多い有機溶剤であるトリクロロエチレン等、12項目検査以外の水質基準項目のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要となる項目
	3 臨時の検査	① 水に異常が認められた項目 ② 前回の検査から5年を経過したとき、または井戸の周辺環境が大きく変化したときには、水道水質基準に準じた全ての項目（51項目）の検査
	4 検査成績の保管	検査機関が発行する水質検査成績書を5年間保管すること。（水質の変動状況を確認するため）
飲用井戸等を新たに設置する場合	- 給水（使用）開始前に水道水質基準に準じた全ての項目（51項目）の検査を実施し、これに適合していることを確認すること。 - 汚染防止のため、その設置場所、設備等に十分配慮すること。（井戸の深さ、ポンプや水槽・配管等の構造などの記録）	

○滋賀県内に所在する水質検査機関

◆ 水道法に基づく国土交通大臣および環境大臣登録水質検査機関（令和7年3月31日現在）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
(株)日吉	近江八幡市北之庄町 908	0748-32-5001
夏原工業(株)	彦根市高宮町 2688-1	0749-26-3272
(株)西日本技術コンサルタント	草津市矢橋町 649	077-562-4943
クリタ分析センター(株)	草津市笠山 7丁目 4-52	077-567-2416

◆ 建築物衛生法に基づく建築物飲料水水質検査業者（令和7年5月29日現在）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
夏原工業(株)	彦根市高宮町 2688-1	0749-26-3272
(株)日吉	近江八幡市北之庄町 908	0748-32-5001
(株)西日本技術コンサルタント	草津市矢橋町 649	077-562-4943
クリタ分析センター（株）滋賀事業所	草津市笠山 7丁目 4-52	077-567-2416
(株)テクノサイエンス	守山市水保町 2477	077-584-3003
環境創研(株)	栗東市小柿 9丁目 3-26	077-553-0099
(株)近畿分析センター	栗東市小柿 7丁目 9-1	077-514-7088
(株)アヤハ環境開発 石部事務所	湖南市丸山 3丁目 2-1	0748-77-8817
(株)アクアリサーチ	東近江市東今崎町 6-11	0748-20-1880
(株)ヒロセ	蒲生郡日野町松尾 960-1	0748-52-0943
大五環整（株）	草津市若竹町 8-38	077-562-2390